

議案第 5 号

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部改正について

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 8 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市における公共交通のあり方に関し、体系的かつ総合的に審議企画する附属機関を設置したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

勝山市附属機関の設置に関する条例(平成25年勝山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条・第3条関係)				別表(第2条・第3条関係)			
執行機関	附属機関	任務	委員の定数	執行機関	附属機関	任務	委員の定数
市長	(略)			市長	(略)		
	(新設)				勝山市生活交通地域協議会	勝山市における公共交通のあり方に関し、体系的かつ総合的に審議企画する。	20人以内
	(略)				(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。